

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性やコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応出来る組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築、維持することを重要施策としています。

また、会社の存在価値を高めることを目指し、企業理念である、

「私たち山洋電気グループは、すべての人々の幸せをめざし、人々とともに夢を実現します。」

を掲げ、この企業理念遂行のため各ステークホルダーの立場を尊重する姿勢を下記の通り明示しています。

「社会や環境に対しては、

企業活動を通じて、地球環境の保全および人類の繁栄に寄与する経営をします。

お客さまやユーザーに対しては、

技術、製品、サービスを通じて、お客さまやユーザーにとっての、新たな価値の創造が実現できる経営をします。

協力会社や取引会社に対しては、

部品材料の取り引き、製造委託、共同開発を通じて、相互の技術の発展と共存共栄を目指す経営をします。

投資家や金融機関に対しては、

健全かつ発展的な経営と、わかりやすい情報を通じて、投資メリットと信用を増大させる経営をします。

同業者や競争会社に対しては、

技術提携や競争を通じて、産業の発展と技術の発展を共創する経営をします。

社員に対しては、

仕事や会社生活を通じて、社員が自己実現を図れる会社とする経営をします。」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

< 補充原則2 - 4(1) 多様性の確保 >

当社グループでは、社員の採用活動や人事考課、管理職への登用などにおいて、多様性を前提とするのではなく、1990年代より、国籍・人種・出身・性別・年齢・宗教・学歴・信条・個人的な嗜好などによる何らの差別もせず、すべての社員を等しく処遇し、能力と成績を公平公正に評価してきました。公平・公正な評価を監視するために人事評価監査委員会を設置しています。

当社グループでは、グローバルな経営を推進するため、現地の人材を積極的に各国の経営層や管理職に登用しています。現在、各国拠点のうち2/3において、現地の人材が代表者を務めています。さらに、そのうちの約半数を女性が占めています。なお、女性を積極的に管理職・経営職に登用するという逆差別はせず、すべての社員を何らの差別もなく公平に評価しています。

< 原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮 >

当社では、運用を委託する運用機関より、定期的に運用状況に関する報告を受け、取締役会で審議することによって運用方針を決定しています。また、その結果を労働組合に報告することにより、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理しています。

< 原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件、4 - 11(1) スキル・マトリックス等の開示 >

当社の取締役に、特定のスキル・専門性に限定した役割を期待しているのではなく、経営全般にわたる幅広い責任を負える十分な資質を備えていることを期待しており、その選定においては多様性を前提とするのではなく、国籍・人種・出身・性別・年齢・宗教・学歴・信条・個人的な嗜好などの要素はすべて排除し、経営に最適な人材を選定しており、その結果として多様な人材で構成されています。

また、その選定方針の結果として、独立社外取締役に他業種での経験を有する者も含まれています。

監査役には、財務・会計・法務に限定することなく、経営全般にわたる豊富な経験と監査の能力が高い者を選任しています。

< 補充原則4 - 11(3) 取締役会の実効性に関する分析・評価の概要 >

当社取締役会は、主要な事業の業務に精通した取締役を選任するほか、さまざまな分野で広い知見や経験を持つ取締役を選任しています。また監査役には、財務・会計・法務に限定することなく、経営全般にわたる豊富な経験と監査の能力が高い者を選任しています。

さらに、3分の1を超える社外取締役・監査役が取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見をすることで、経営の監督体制を確保しています。

以上のような構成のもと、当社では取締役会が十分に機能し、実効性を確保しているものと評価しています。

なお、当社では、取締役会の実効性は、第三者機関や自己点検による形式的なアンケートや聞き取り調査等でその本質を評価できるものではないと考えております。従いまして、取締役会の実効性に関する形式的な分析・評価は実行しておらず、今後もその予定はございません。

取締役各人がその職責を認識し、経営課題についての建設的な議論や意見交換がなされ、業務執行と監督をともに実効的に機能させることは、取締役会として当然果たされるべき責務であり、当社においても当然のことながら実行されています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1 - 4 政策保有株式>

当社では、経営戦略的に必要な場合や、取引先との関係を強化する場合に、株式を保有しています。取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的と保有にともなう便益やリスク等を具体的に精査し、保有の適否を検証しています。この保有状況につきましては、有価証券報告書により開示をおこなっています。

https://www.sanyodenki.co.jp/contents/investor_relations/ir_library/securities_reports/list_01.html

また、議決権行使に際しては、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを総合的に判断し行使します。

<原則1 - 7 関連当事者間の取引>

当社が、当社役員や主要株主との取引をおこなう場合には、取締役会での審議と決議を要することとしています。また、その取引の経過についても、適宜、取締役会で報告されます。

<原則3 - 1 情報開示の充実>

(i) 当社では、企業理念、ポリシーを定め、ウェブサイトで開示しています。

https://www.sanyodenki.co.jp/contents/corporate_data/philosophy_policy/list_01.html

また、中長期的な会社の経営戦略として、当社グループでは、2026年4月から5年間の「第10次中期経営計画」をスタートさせ、その内容を決算説明会資料および統合報告書で開示しています。

決算説明会資料

https://www.sanyodenki.co.jp/ir/events/fr_presentation.html

統合報告書

https://www.sanyodenki.co.jp/contents/investor_relations/ir_library/integrated_reports/list_01.html

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1.1. 基本的な考え方」をご参照ください。

() 当社は次のとおり、取締役の報酬の決定方針を、報酬委員会への諮問と答申を経て取締役会で決議しています。

取締役の報酬は、任意設置の報酬委員会に取締役会から諮問し、その答申を受けて取締役会にて決定されます。

取締役の報酬は、定額報酬としての月例報酬と、業績に連動した業績連動報酬、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬の要素があり、定額報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の合計額は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で決定されその算定にあたっては、おおむね以下によります。

定額報酬は、執行役員を兼務している取締役の場合には担当任務における責任の度合いにより、執行役員を兼務していない取締役の場合には経営全般への関与の度合いにより、それぞれ決定されます。

業績連動報酬は、前年度の連結会社全体の業績、および取締役各人の成果の度合いにより、各人の月例報酬1か月分のおおむね6倍とし、0%～200%の範囲内で変動します。

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上および株主のみならずとの価値共有の促進をより一層図ることを目的として、社外取締役を除く

取締役に対して譲渡制限付株式を付与します。割当株式数は、「譲渡制限付株式報酬規定」に基づき各人の月例報酬1か月分の3倍を基礎として算出されます。譲渡制限の解除は、対象取締役が正当な理由により当社の取締役、監査役、執行役員のいずれの地位をも退任または退職した時点とします。なお、取締役がその在任中に会社に対して損害を与えた場合などには、当社が本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得します。

対象取締役の定額報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合については、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定します。

社外取締役を除く取締役の定額報酬：業績連動報酬：非金銭報酬の構成比率は、基準額でおおむね55%：30%：15%となるよう設定しています。

なお、経営監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、定額報酬のみを支払うこととします。

(iv) 取締役および監査役の選解任をおこなうに当たっての方針については、取締役会において、求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験および能力を判断しておこなっています。これに加え、監査役候補については監査役会の同意を得ることとしています。

また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えています。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しています。取締役の選解任の手続きにおいては、2026年4月15日付で設置した指名委員会への諮問をおこない、審議の場においても独立社外取締役の助言を得ます。

(v) 候補の指名をおこなう際は、上記(iv)に加え、株主総会参考書類で説明しています。

https://www.sanyodenki.co.jp/contents/investor_relations/shareholders_meetings/shareholders_meetings/index.html

<補充原則3 - 1(3) サステナビリティについての取組み>

【サステナビリティについての取組み】

当社グループでは、社会的課題の解決に向けた取り組みを重要な経営課題の一つとして位置づけており、とくに気候変動問題については当社の事業継続に大きな影響をおよぼすものとして、以下のとおり取り組んでおります。

・ガバナンス

当社グループでは、環境に関する課題を分析し、環境への取り組み状況の進捗管理および推進をおこなう機関として、取締役が委員長を務める環境対策委員会が中心となって活動しています。さらに当社グループの事業の継続に影響をおよぼす可能性のある気候変動リスクについては、代表取締役が委員長を務める危機管理委員会において、リスクの特定、評価、管理、対策の立案とその実行をおこなっています。取締役会へは事業に大きな影響をおよぼす事項が報告されます。

・戦略

当社グループにおける気候変動の顕在化のリスクとしては、炭素税導入や製品の原材料・電力価格の高騰などによる製造コスト増加、また自然災害による工場設備の損傷や、社員への被害により生産活動そのものに影響を受ける、もしくはその対策のための費用の発生といったものが想定されます。

一方で、環境負荷を低減した製品、再生エネルギー普及やBCP対策の推進に寄与する技術や製品など、当社が活躍できる市場が広がることで売上増加の機会にもなり得ます。

これらのリスクと機会は、当社の事業戦略や財務に直接的な影響をおよぼします。

・リスク管理

当社グループでは、気候変動リスクを含む事業継続上のあらゆるリスクを的確に把握し、リスク顕在化の防止および損失の最小化を図ることを目的とし、危機管理委員会を設置しています。

危機管理委員会は代表取締役を委員長として、リスクの特定、評価、管理、対策の立案とその実行をおこなっております。また危機発生時には危機のレベルに応じた対策本部を設置し、適切に対処します。

ここで特定・管理されるリスクは、当社グループの事業継続上のリスクとして捉えられ、定期的に取締役会へ報告されます。

・指標および目標

当社では、気候変動に係る指標として、生産活動におけるCO2排出量、製品ライフサイクルアセスメントにおけるCO2排出量、環境適合設計製品の売上比率などにおいて、目標設定および実績の評価をおこなっています。当社グループのCO2排出量を2030年度に46%削減(2017年度比)、2050年度までに実質ゼロとする中長期目標(注)を策定しております。これらは取締役が委員長を務める環境対策委員会において実行されています。

引き続き、気候変動問題への取り組みに注力するとともに、TCFDの枠組みに基づき、気候変動に係るリスクおよび収益獲得の機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、タイムリーな情報の開示に努めてまいります。

(注) 山洋電気株式会社、山洋電気テクノサービス株式会社および山洋電気ITソリューション株式会社を対象としています。

【人的資本・知的財産への投資】

・人的資本投資については、積極的な教育投資、安全で働きやすい職場づくり、健康経営の推進、仕事と育児・介護の両立支援、ダイバーシティの推進と働き方改革の実施、などをおこなっています。

・知的財産への投資については、知的財産の保持・価値向上は当社の持続的成長と社会への価値創造のために不可欠であると認識し、新たな技術やノウハウを蓄積し、国内外における知的財産権を取得・維持するとともに、第三者による不正使用に対しては迅速かつ厳格に対処するなど、知的財産の保護に努めています。

具体的な人的資本・知的財産への投資に関する内容は、統合報告書で開示しています。

統合報告書

https://www.sanyodenki.co.jp/contents/investor_relations/ir_library/integrated_reports/list_01.html

< 補充原則4 - 1(1) 取締役会から経営陣への委任範囲 >

取締役会は、当社グループの経営計画や経営の基本方針を含む重要な意思決定をおこない、また、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督をおこないます。

取締役会は、法令および定款に定めるもののほか、取締役会規則において、取締役会にて決議する事項を定めています。重要な事項については当該定めに従い、取締役会による審議で決定します。

当社は、機動的な業務執行を実行し、また執行責任を明確にするため、執行役員制度を導入しています。取締役会の付議基準以外の事項については、取締役会は、それぞれの分野に関する経験、実績、専門性等を踏まえ、執行役員に権限を委任しています。

< 原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 >

社外取締役および社外監査役の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準を当社の基準とし、専門的な知識、経験に基づく適切な監督または監査といった役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な方針として選任しています。

< 補充原則4 - 10(1) 委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等 >

当社は、任意の報酬委員会・指名委員会を設置しています。両委員会の構成員のうち、過半数が独立社外取締役であり、また委員長は独立社外取締役が務めており、独立性を確保しております。報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役の報酬の決定方針、ならびに取締役、執行役員およびグループ会社経営層の報酬等について審議・答申をおこなっています。

指名委員会は、2026年4月15日付で設置しており、その役割や構成については、「1. 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」に記載のとおりです。

< 補充原則4 - 11(2) 取締役および監査役の兼任状況 >

役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書により毎年開示をおこなっています。

株主総会招集通知

https://www.sanyodenki.co.jp/contents/investor_relations/shareholders_meetings/shareholders_meetings/index.html

有価証券報告書

https://www.sanyodenki.co.jp/contents/investor_relations/ir_library/securities_reports/list_01.html

< 補充原則4 - 14(2) 取締役・監査役のトレーニングの方針 >

取締役および監査役は、その役割および機能を果たすために、当社グループの事業、財務、組織等につき、各担当部署および担当役員からの説明や施設見学等を通じ、会社情報に関する十分な理解を形成しています。

< 原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針 >

当社は、株主との対話、投資家に対する情報発信は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために不可欠なものと考えています。

当社の投資家説明会およびIR活動は、経営企画部担当役員が管掌しています。実務においては、経営企画部をこれらに対する中心的な部署と位置付け、財務部が適宜協力することで、年2回の機関投資家向け決算説明会をはじめ、個別面談やスモールミーティング、工場見学等を実施しています。

また、統合報告書やビジネスレポートを発行し、ホームページにも掲載することで、広く情報を開示しています。

また、投資家との対話において把握された株主の意見は、管理部門統括役員や財務担当役員へフィードバックをおこない、その内容に応じて、取締役会や各部門にも必要な情報共有をおこなっています。

インサイダー情報の管理においては、決算発表準備期間中における情報漏洩を防止し開示の公平性を保つため、決算発表前の一定期間を沈黙期間とし、業績およびそれに付随する内容に関する問い合わせへの回答を控えます。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容

取組みの開示(アップデート)

英文開示の有無	有り
アップデート日付 更新	2026年3月19日

該当項目に関する説明 更新

当社グループは持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、中長期的な視点で重視すべき経営指標と株主還元方針を定め、これらを重視した経営を推進していきます。

ROE10%以上を継続して達成する
総還元性向50%以上を目安
配当性向50%
機動的な自己株式取得の実施

当社の連結ROEは、2022年3月期以降、3期連続で10%を超える水準で推移しております。また、当社が属する事業環境も、高性能サーバをはじめとしたIT・通信関連や、半導体関連、自動化投資など、今後も高い成長が見込まれる分野であることより、当社グループの持続的な事業成長および企業価値の向上は着実に図られるものと考えております。

一方で、株価に連動する指標であるPBRについては、過去3年は0.8倍前後、直近でも0.9～1.0倍前後の推移に留まっており、資本市場から十分なご評価を得られていない可能性があるかと認識しております。(なお2026年3月末には1.2倍超に上昇しています。)

具体的な目標や計画内容につきましては、以下をご参照ください。
<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02420/2dc86635/81d2/4f4e/aded/17bf28bf281e/140120260319585256.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
協同興業株式会社	5,537,832	15.59
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN - UP UNIT TRUST	3,420,000	9.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,024,500	8.51
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN)LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN - UP	3,018,900	8.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	999,200	2.81
山洋開発株式会社	956,400	2.69
日本生命保険相互会社	896,478	2.52
株式会社みずほ銀行	682,338	1.92
GOVERNMENT OF NORWAY	631,122	1.77
株式会社八十二長野銀行	585,360	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

[illegible]

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗原 慎	○	独立役員に指定しています。	長年にわたる製造現場責任者としての知識・経験および会社経営者としての見識を当社の経営に活かしたいため、社外取締役として選任しています。また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しており、独立役員として選任しています。
三宅 雄大	○	独立役員に指定しています。	弁護士としての専門的な知識・経験を当社の経営に活かすため社外取締役として選任しています。これまで社外取締役および社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての見識を活かし、当社における会社経営に対する監督・助言を適切におこなうことができると判断しています。また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しており、独立役員として選任しています。
宮城 典子	○	独立役員に指定しています。	長年にわたる金融機関での知識・経験、ダイバーシティを推進してきた経験を当社の経営に活かすため社外取締役として選任しています。また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しており独立役員として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

・両委員会の構成は、委員長である宮城典子(独立社外取締役)のもと、松本吉正(取締役)、栗原慎(独立社外取締役)、三宅雄大(独立社外取締役)からなり、金融機関での経験や弁護士など専門的な知見を有する者や、当社の経営や監査に

- 携わってきた者を選任しています。
- 取締役会は、取締役の報酬の決定方針、ならびに取締役、執行役員およびグループ会社経営層の報酬等についての審議・決定をおこなっています。
 - 報酬委員会は、当事業年度中に9回開催され、取締役会からの諮問を受けて、取締役、執行役員およびグループ会社経営層の報酬などについて審議し、答申しました。
 - 指名委員会は、2026年4月15日付で設置しました。概要は以下のとおりです。
 - 設置の目的
取締役および執行役員の指名に関するプロセスの透明性を高めることにより、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、任意の指名委員会を設置するものです。
 - 委員会の役割
取締役会の諮問に応じて、主に以下の事項について審議し、取締役会に対して答申をおこないます。
 - 取締役および執行役員の選任・解任に関する事項
 - 代表取締役の選定・解職に関する事項
 - 後継者計画(育成を含む)に関する事項
 - その他、取締役会が必要と認めた事項
 - 委員会の構成
指名委員会の委員は、取締役会の決議によって選定された取締役または監査役3名以上の委員で構成され、そのうち過半数は独立社外取締役または独立社外監査役とします。委員長は独立社外取締役である委員から選定します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は年間予定、業務報告書等の定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ適宜情報の交換をおこなうことで相互の連携を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 正文	他の会社の出身者													
山田 隆文	他の会社の出身者													
古沢 暢子	税理士													○

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 正文	○	独立役員に選任しています。 過去において当社製品の販売先である日本電気株式会社に業務執行者として在籍していました。	長年にわたる通信、ネットワーク関係の企業での資材部門責任者としての知識・経験および他社監査役として培った見識を当社の監査に活かすため社外監査役として選任しています。また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断しており独立役員として選任しています。
山田 隆文	○	独立役員に選任しています。 過去において株式会社りそな銀行の業務執行者として在籍しておりました。	長年にわたる金融機関での知識・経験および他社監査役として培った見識を当社の監査に活かすため社外監査役として選任しています。また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断しており独立役員として選任しています。
古沢 暢子	○	独立役員に選任しています。	税理士としての専門的な知識・経験で培った見識を当社の監査に活かすため社外監査役として選任しています。また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断しており、独立役員として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を、すべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬の概要については、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示＜原則3 - 1 情報開示の充実＞（ ）に示したとおりです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額283百万円(2025年3月期)
また、有価証券報告書にて連結報酬等の総額が1億円以上である者を個別に開示しております。
https://www.sanyodenki.co.jp/ir/library/securities_reports.html

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示<原則3-1 情報開示の充実>()に示したとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- (1)社外取締役については、経営企画部秘書課が窓口となり、各種連絡・情報提供をおこなっています。
- (2)社外監査役については、定期的開催する監査役会において、常勤監査役から監査業務記録を報告しています。その際、社内状況の説明および監査実施状況を伝達するとともに意見交換をおこない、情報共有を図っています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 1.現状の体制について
 - (1)取締役会は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合しているかどうかを常時監視し、定期的な取締役会および必要と認められる機会において、主管部門の責任者から報告を受けるとともに、必要な決議・指示または指導をおこないます。
 - (2)取締役会は、職務の執行を組織的に的確かつ迅速におこなうために、必要な員数の執行役員を任命し、それぞれの職務に必要な責任と権限を与え、その職務の執行を監督し、取締役会および必要と認められる機会において報告を受けるとともに、必要な決議・指示および指導をおこないます。
 - (3)監査役は、取締役の職務執行を監査するとともに、執行役員およびその管轄する社内の部門の職務が法令・定款・社内規定に沿って適切におこなわれているかどうかを監査します。
 - (4)報酬委員会は、代表取締役を除く社内取締役1名、独立社外取締役3名からなり、取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員の報酬に関する事項について審議し、取締役会へ答申します。
 - (5)指名委員会は、代表取締役を除く社内取締役1名および独立社外取締役3名からなり、取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員の指名に関する事項等について審議し、取締役会へ答申します。
 - (6)社長に直属する監査部は、当社およびグループ会社の組織の業務が法令・定款・社内規定に沿って適切におこなわれているかを監査するとともに、改善を要する点があれば指導をおこないます。
 - (7)取締役会から任命された企業行動規範委員会は、当社およびグループ会社の社員を対象に、法令遵守と企業行動規範の徹底を目的とした教育訓練を推進します。
 - (8)当社は、監査役会による監査を前提として取締役が執行役員を監督し、執行役員が業務執行を担当することが、現在の当社の事業運営に照らして有効であると考えています。
 - (9)内部統制評価委員会は、当社およびグループ会社の内部統制を評価して取締役会に報告し、取締役会はその評価報告に基づいて指示または指導をおこないます。
 - (10)当期において業務を執行した公認会計士の氏名、業務監査に係る補助者の構成は下記のとおりです。
業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人
原山 精一 EY新日本有限責任監査法人

金子 剛大 EY新日本有限責任監査法人
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 8名、その他 15名

2. 内部監査および監査役監査、会計監査の状況

- (1) 内部監査として、企業の不法行為を未然に防ぐことと経営の品質を高めることを使命とし、監査部を設置し4名で監査をおこなっています。監査部は、監査計画にもとづき、当社の各部門およびグループ会社を対象として内部監査をおこない、問題点の指摘とその改善および改善策の定着状況のフォロー等を実施しています。
- (2) 監査役は、取締役会に出席しています。さらに執行役員会にも参加し、職務執行を十分に監視できる体制となっています。
- (3) 監査部、監査役および会計監査人は年間予定、業績報告等の定期的な打合せを含め、必要に応じ適宜情報の交換をおこなうことで相互の連携を高めています。
- (4) 会計監査については、EY新日本有限責任監査法人を選任しています。監査業務が期末に偏ることなく期中にも適宜、監査が実施され、機械処理されたデータと帳票との整合性の検証をおこなう等監査体制の充実に努めています。
- (5) 社外取締役は3名を、社外監査役は3名を選任しています。
- (6) 社外取締役3名は、取締役会に出席し、豊富な経験・知見から議案審議等に必要な発言を適宜おこなっています。
- (7) 社外監査役3名は、取締役会において疑問点等を明らかにするため適宜質問をおこなっており監査役会において監査に関する重要事項の協議等をおこなっています。
- (8) 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係は、必要に応じそれぞれと適宜情報の交換をおこなう事で相互の連携を高めています。
- (9) 社外取締役および社外監査役の独立性については、選任にあたっての特段の定めはありませんが、専門的な知識・経験に基づく適切な監督または監査といった役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な方針として選任しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として、7名の取締役にて、迅速な意思決定と取締役の活性化を図るとともに、コンプライアンス体制の確立等経営改革をおこない、経営の公正性および透明性を高め、効率的な経営システムの確立を実現してまいりました。また、社外取締役および社外監査役による客観的・中立的監視のもと、これまで実施してまいりました諸施策が実効を上げており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の実施日については、集中日であるかどうかは関知しておらず、可能な限り早期に株主総会を開催するように設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット、携帯電話、スマートフォンを用いて議決権行使をおこなうことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を作成し、当社ホームページに掲載しています。
その他	報告事項等をビジュアル化(パワーポイント、ビデオ映像)しています。また、株主総会資料は準備ができ次第、電子提供措置を開始しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信、有価証券報告書、統合報告書、スモールミーティング資料、インベスターズガイド等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にて実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	山洋電気グループは、会社の存在価値を高めることを目指し、企業理念を掲げています。そして、企業理念の遂行のため、社会や環境、お客様やユーザー、協力会社や取引会社、投資家や金融機関、同業者や競争会社、社員に対して、それぞれステークホルダーの立場を尊重する姿勢を下記のとおり明記しています。 ・社会や環境に対しては、企業活動を通じて、地球環境の保全および人類の繁栄に寄与する経営をします。 ・お客様やユーザーに対しては、技術、製品、サービスを通じて、お客さまやユーザーにとっての、新たな価値の創造ができる経営をします。 ・協力会社や取引会社に対しては、部品材料の取り引き、製造委託、共同開発を通じて、相互の技術の発展と共存共栄を目指す経営をします。 ・投資家や金融機関に対しては、健全かつ発展的な経営と、わかりやすい情報を通じて、投資メリットと信用を増大させる経営をします。 ・同業者や競争会社に対しては、技術提携や競争を通じて、産業の発展と技術の発展を共創する経営をします。 ・社員に対しては、仕事や会社生活を通じて、社員が自己実現を図れる会社とする経営をします。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境対策委員会が主体となり、環境活動を推進しています。毎年「環境データブック」を発行しているほか、当社ホームページに情報を掲載し、取り組みの詳細を開示しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役会は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合しているかどうかを常時監視し、定期的な取締役会および必要と認められる機会において、主管部門の責任者から報告を受けるとともに、必要な決議・指示または指導をおこないます。
- (2) 取締役会は、職務の執行を組織的に的確かつ迅速におこなうために、必要な員数の執行役員を任命し、それぞれの職務に必要な責任と権限を与え、その職務の執行を監督し、取締役会および必要と認められる機会において報告を受けるとともに、必要な決議・指示および指導をおこないます。
- (3) 監査役は、取締役の職務執行を監査するとともに、執行役員およびその管轄する社内の部門の職務が法令・定款・社内規定に沿って適切におこなわれているかどうかを監査します。
- (4) 社長に直属する監査部は、当社およびグループ会社の組織の業務が法令・定款・社内規定に沿って適切におこなわれているかを監査するとともに、改善を要する点があれば指導をおこないます。
- (5) 取締役会から任命された企業行動規範委員会は、当社およびグループ会社の社員を対象に、法令遵守と企業行動規範の徹底を目的とした教育訓練を推進します。

- (6) 内部統制評価委員会は、当社およびグループ会社の内部統制を評価して取締役会に報告し、取締役会はその評価報告に基づいて指示または指導をおこないます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社およびグループ会社は、取締役会、執行役員会およびその他の重要な会議における決議事項と報告事項、ならびに稟議決裁の情報を安全に保管します。
- (2) 当社およびグループ会社は、情報システムを安全に管理し、情報の保全と漏洩防止に万全を期します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会から任命された危機管理委員会は、当社およびグループ会社の経営に影響をおよぼすリスクを認識するとともに危機管理体制を充実させ、あわせて平時においても事前予防の施策を構築します。
- (2) 危機管理委員会は、当社およびグループ会社の経営に重大な影響をおよぼす不測事態が発生した場合または発生するおそれが生じた場合の体制を、事前に整備します。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 取締役会は経営意思決定および業務執行監督をおこない、取締役会が任命した執行役員に業務執行を担わせることにより、効率的な経営をおこないます。
- (2) 当社およびグループ会社各社は経営活動に有益な情報を共有するとともに、グループ会社各社の重要な意思決定は当社においても取締役会・執行役員会で審議・決議することによってグループ全体の意思統一を図り、効率的な経営をおこないます。

5. 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社およびグループ会社の業務執行について定期的な報告をさせ、重要事項については、当社の取締役会における決裁をおこないます。
- (2) 当社の企業理念および企業行動規範は、グループ会社共通に適用します。また、グループ会社の社員への教育訓練は、企業行動規範委員会が指導・監督します。

6. 監査役を補助すべき社員(補助社員)に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めによって、補助社員として、当社の社員の中から適切な人材を配置します。
- (2) 補助社員が当社の業務と監査役の補助との兼務者である場合、同社員の人事考課は、当社における所属部署がおこない、人事異動および処遇や処分の決定は監査役と取締役との協議によりおこないます。
- (3) 補助社員が兼務者である場合、監査役の指示による業務については、監査役以外からの指揮命令を受けないものとします。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について当社監査役会へ報告します。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに当社監査役会に報告します。
- (3) 当社およびグループ会社は、監査役に報告をした者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないようにします。

8. その他監査役が監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 監査役は、グループ会社の調査を必要に応じておこなうことができ、取締役および執行役員は必要な協力をおこないます。
- (2) 監査役は、顧客および取引先からの情報を必要に応じて適切に得ることができ、取締役および執行役員は必要な協力をおこないます。
- (3) 当社は、監査役が監査をおこなうために必要な費用を負担します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と取引および交際をせず、金銭その他の経済的な利益を提供しません。また、反社会的行為には組織的に対応するとともに、必要に応じて法的措置を講ずるものとし、平素から警察等外部の専門機関と連携し、反社会的勢力排除のための取り組みをおこないます。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示体制の概要 >

1. 基本的な考え方

当社は、社会や環境、お客様やユーザー、協力会社や取引会社、投資家や金融機関、同業者や競争会社、社員をはじめとして、広く社会全体に、企業情報を公正・公平・正確に、かつ可能な限り速やかに情報開示することに努めることを方針としています。

また、株主との対話、投資家に対する情報発信は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために不可欠なものと考えております。投資家との対話において把握された株主の意見は、管理部門統括役員や財務担当役員へフィードバックをおこない、その内容に応じて、取締役会や各部門にも必要な情報共有をおこなっています。

2. 適時開示にかかる社内体制

重要事項の把握にあたっては、関係部門の責任者より、または執行役員会および取締役会の決議を経て代表取締役および情報取扱責任者に対し、当該事実の決定または発生の都度、報告されます。情報取扱責任者は適宜開示の必要性を検討し、開示が必要と判断した場合には速やかに開示するよう努めております。情報開示業務は、情報取扱責任者の指示により、専門の担当者がこれをおこないます。

加えて当社では、ホームページを株主・投資家のみなさまに対する重要な情報発信源として位置づけ、積極的な情報開示を実施しております。



